

(株) 北越舗道

代表取締役  
須佐 正厚 殿

北陸地方整備局長 吉岡 幹夫



特定建設業の許可について (通知)

令和 元年 1 1 月 1 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、新潟県知事 に係る許可については、建設業法第 9 条第 1 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号 国土交通大臣 許可(特-1) 第 27625 号  
許可の有効期間 令和 元年 11 月 26 日から 令和 6 年 11 月 25 日まで  
建設業の種類

土木工事業  
石工事業  
舗装工事業  
水道施設工事業

とび・土工工事業  
鋼構造物工事業  
塗装工事業  
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 6 年 10 月 26 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

(株) 北越舗道

代表取締役  
須佐 正厚 殿

北陸地方整備局長 吉岡 幹夫



一般建設業の許可について（通知）

令和 元年 1 1 月 1 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、新潟県知事 に係る許可については、建設業法第 9 条第 1 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号	国土交通大臣 許可（般 - 1）第 27625 号
許可の有効期間	令和元年11月26日から令和 6年11月25日まで
建設業の種類	管工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 6 年 10 月 26 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)